

(案)

第2回中間報告

令和8年2月●日

川口市立小中学校在り方審議会

目 次

| | | |
|---------------------------------|------------|---|
| はじめに | ・・・・・・・・・・ | 1 |
| 1. 審議会の概要 | ・・・・・・・・・・ | ● |
| 2. 第1回中間報告後の審議状況 | | |
| (1) 第5回審議会（令和7年11月21日） | ・・・・・・・・・・ | ● |
| (2) 第6回審議会（令和8年1月22日） | ・・・・・・・・・・ | ● |
| 3. 今後の取り組み | | |
| (1) 教育委員会の適正規模・適正配置スケジュール（予定） | ・・・・・・・・・・ | ● |
| (2) 今後の学校再編の方向性 | ・・・・・・・・・・ | ● |
| 【参考】 | | |
| (1) 川口市立小中学校在り方審議会設置条例 | ・・・・・・・・・・ | ● |
| (2) 川口市立小中学校在り方審議会委員名簿 | ・・・・・・・・・・ | ● |
| (3) 川口市立小中学校在り方検討委員会設置要綱 | ・・・・・・・・・・ | ● |
| (4) 川口市立小中学校在り方検討委員会委員名簿（令和7年度） | ・・・・・・・・・・ | ● |
| (5) 川口市立小中学校在り方検討委員会検討経過 | ・・・・・・・・・・ | ● |

はじめに

川口市立小中学校在り方審議会の審議を開始して1年が経過いたしました。

これまで6回の審議を終え、この間、子どもたちを取り巻く現状や課題、適正規模・適正配置に向けた考え方について審議を重ねて参りました。

川口市の人口は、将来的に約60万人を維持していくことが予測されるわけではありませんが、15歳未満の年少人口や市立小中学校に通う児童生徒数の減少は、すでに減少が続いており、教育委員会の推計では、今後さらに加速していくものと見込まれています。

少子化の進行は、子ども同士のコミュニケーション不足や子どもたちを取り巻く地域コミュニティの縮小等にも大きな影響を与える問題であり、これからの学校教育が果たすべき役割は、更に重要性を増していくものと考えられます。

こうしたことから、本審議会における審議を重ねる度に、教育委員会が取り組む小中学校の適正規模・適正配置の必要性を実感しているところです。

本審議会では、令和8月20日に、第4回審議会までの審議状況をまとめた第1回中間報告を教育委員会へ提出し、報告後の第5回、第6回は、今年度の柱となる小中学校適正規模適正配置基本方針の改定に向けた審議を行いました。

この度の第2回中間報告は、第5回、第6回の審議状況を報告するとともに、今後の市内全域を対象とする学校再編計画の策定に向けた意見も含めてご報告いたします。

川口市では、現在、市の最上位計画である第6次川口市総合計画の策定が進められており、教育委員会においても小中学校適正規模適正配置基本方針の上位計画として位置する川口市教育大綱及び川口市教育振興基本計画の改定が行われています。

まさに、川口市全体が新たな時代へと歩みを進める中、本審議会においても、次年度から、本市で初となる学校再編計画の策定に向けて新たなフェーズに入ります。

今後も、次世代の地域社会を担うすべての子どもたちが輝けるよう、小中学校のより良い教育環境の整備・充実に向けて、引き続き、審議に注力して参ります。

1. 審議会の概要

川口市立小中学校在り方審議会は、市が設置する小学校及び中学校の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現を図るための諮問機関として、令和6年10月1日に設置条例が制定され、令和7年1月28日（火）から、小中学校の適正規模・適正配置及びその他教育環境の整備に関して必要な事項に関することについて審議を開始した。

令和8年2月現在、本審議会では6回の審議会を開催し、教育委員会が進めている適正規模・適正配置を含めた将来的な学校の在り方について審議を重ねてきた。

審議期間の折り返しとなる令和7年8月20日には、第1回から第4回までの審議状況を示した第1回中間報告を作成し、教育委員会へ報告したところである。

第1回中間報告は、主に、川口市立小中学校の現状と課題に加え、教育委員会が進める適正規模・適正配置の方向性について共有を図り、将来的な人口減少や施設の老朽化対策を見据えた学校再編に取り組むための足掛かりとなる、小中学校適正規模適正配置基本方針の改定に向けた審議状況について取りまとめたものである。（次頁参照）

教育委員会では、本審議会の意見も踏まえていただきながら、局内に設置された川口市立小中学校在り方検討委員会において、当該基本方針の改定作業が進められており、中間報告後の第5回、第6回の審議会では、基本方針（改定版）の概要及び改定案について意見交換を行った。

第2回中間報告は、第5回、第6回の審議状況について報告するとともに、次年度から教育委員会が作成に入る、本市初となる学校再編計画に向けて本審議会の取り組みを示すものである。

川口市立小中学校在り方審議会 第1回中間報告【概要版】

令和7年 8月20日

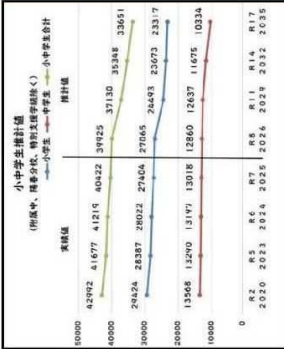
◇川口市の小中学校（川口市立高等学校附属中学校、芝西中学校陽春分校、市内特別支援学校児童生徒を除く）に通う児童生徒の数は、令和2年から令和7年の間に2,570人減少している。

◇この状況は、今後一層進んでいくことが予測されており、教育委員会の推計では、令和17年までの10年間でさらに約6,700人（小学生約4,000人、中学生約2,700人）の児童生徒が減少していくことが見込まれている。

◇令和7年5月1日現在の学校規模は、小学校52校中、過小規模校（6学級以下）は2校、小規模校（7～11学級）は4校、適正規模校（12～24学級）は38校、大規模校（25～30学級）は8校であり、川口市立高等学校附属中学校を除く中学校6校中、小規模校（7～11学級）は8校、適正規模校（12～24学級）は18校となっている。

◇児童生徒数の減少や学校施設の老朽化が進む中、将来的に必要な学校数や在籍する児童生徒数の適正化を進めていく必要がある。

小中学校の現状



(川口市教育委員会作成)

- 全体的な人口減少の対応（児童生徒数は総人口より早いペースで減少傾向）
- 再開発等による集合・戸建住宅の建設や外国籍居住者の転入に起因する人口増加が見込まれる地域への対応
- 学校施設及び公共施設（公民館やスポーツセンター等）の老朽化対策
- 教育環境（小学校における教科担任制等）及び学習環境（プールや体育施設等）の整備
- 地域コミュニティの拠点としての学校の在り方

課題

川口市立小中学校在り方審議会（設置期間：令和7年1月～令和8年12月）

市が設置する小中学校及び中学校の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現を図るための諮問機関として設置（令和6年10月1日条例制定）（報告書 P.6、P.20～22）

- 諮問事項 川口市立小中学校再編計画について
- 調査及び審議内容
 - (1) 小中学校の適正規模に関すること。
 - (2) 小中学校の適正配置に関すること。
 - (3) その他教育環境の整備に関して必要な事項に関すること。
- 委員構成 15人（学識経験者、知識経験者、市民、市立学校の校長、学校教育関係者）

小中学校の適正規模適正配置に対する教育委員会の考え方（大枠）（報告書 P.5）

教育環境の維持向上と充実した学校教育の実現
将来的な人口減少や施設の老朽化を見据えた学校再編

- ・小中学校適正規模適正配置基本方針の改定（市として2度目）
- ・全体的な学校再編計画の策定（市として初）



- | | | |
|---|---|--|
| ① 人口推計の更なる分析・研究 ・特別支援学校、外国籍児童生徒の増加 ・将来的な児童生徒推計 ・地域による人口の偏り | ② 適正規模適正配置基本方針の改定 ・現行基本方針の見直し ・実情に応じた新たな基準の設定 ・小中一貫教育、公共施設との複合化等 | ③ 学校再編計画の策定 ・必要な学校数の検討 ・学区、通学範囲の再調整 ・地域コミュニティ拠点としての学校再編 |
|---|---|--|

【これまでの審議状況】（報告書 P.7～P.18）

第1回 令和7年1月28日（火）

- 委嘱書交付
- 教育長あいさつ
- 委員紹介
- 正副委員長選任
- 諮問書手交
- 資料説明及び審議

【本市児童生徒の現状及び今後の見通しについて】
・全体的な児童生徒数の減少
・本市の観点から、現行の基本方針を整理し、通学距離等新たな基準の設定を加えていくことに関する審議

- 改定の背景
- ・人口減少時代への対応（児童生徒数の減少）
 - ・次代にふさわしい教育環境の実現
 - ・地域コミュニティの更なる活性化と公共施設の在り方

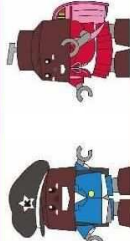
全体的な懸念事項であり抜本的な見直し求められる

方針改定の柱となるべき項目（案）

- 存置の基準の整理
（例：学校施設の分類の再検討、「適正規模」に改善するための検討を開始）
- 学校の存置の決定を見据えた新たな基準の設定
（例：通学距離、通学範囲の改定等）
- 小中一貫校、一貫教育の充実
（例：義務教育学校、併設型小中一貫教育の必要性）
- 施設更新等の進捗
（例：公民館等との教育施設の複合化等）

第2回 令和7年3月21日（金）

- ① 現行基準の整理について
② 新たな基本方針の基準について
・基本方針の改定に向けて、新たに基準の設定が必要な項目と現行の基準から修正・削除する必要がある項目などに関する審議
- ③ その他（市立幼稚園の現状と今後の在り方について）
・教育委員会は、小中学校の適正規模適正配置の検討と同様、市立幼稚園についても、幼稚園の老朽化の状況、社会情勢や市民ニーズ、本市の財政状況等を総合的に勘案し、統廃合を含めた検討の必要性について説明及び意見聴取



第3回 令和7年5月27日（火）

- ① 小中学校適正規模適正配置基本方針（令和8年改定版）の基準の設定について
新編に加える基準
通学距離 小学校は、可能な限り同一の中学校区となることを望ましい
通学範囲 小学校は、おおむね30分以内で登校できる範囲を望ましい
通学距離 中学校は、おおむね15km以内、中学校はおおむね2.0km以内（自宅から学校までの通学距離）を基本範囲とする
その他 特別支援教育・外国籍児童生徒、学校の施設更新及び公共施設との複合化等については、考え方の一つとして文言等により整理する
- ② 第1回中間報告に掲載すべき内容について
現行基準の修正・削除
・義務教育学校は「18～36学級」（1学年2～4学級）を適正規模とする
・義務教育学校は「18～36学級」以下の状態が2年継続し、翌年度以降も予測される場合
・義務教育学校は「18～36学級」以下の状態が2年継続し、翌年度以降も予測される場合
・義務教育学校は「18～36学級」以下の状態が2年継続し、翌年度以降も予測される場合
- ③ 第1回中間報告に掲載すべき内容について
・市立幼稚園については、統廃合を含めた今後の在り方に関する意見聴取
（方向性のハタマシは2園併立・2園統合）

第4回 令和7年7月30日（水）

- ① 川口市における小中一貫教育（義務教育学校等）について
・川口市の連携教育及び小中一貫教育制度と適正規模適正配置に関する事務高説明
- ② 第1回中間報告（案）について
・第1回中間報告の作成に関する構成及び内容に関する審議
・第1回中間報告提出後の取り扱い及び公開方法等の確認
- ③ その他（市立幼稚園の在り方について）
・市立幼稚園を統廃合した場合の特別な支援を要する子どもたちの受け皿等に関する意見聴取

【今後の取組（予定）】（報告書 P.19）

- ・令和8年12月までの間に6回程度の審議会を開催し、途中、第2回中間報告（令和8年1月予定）を行うとともに、令和8年12月に小中学校の再編計画に関する答申を教育委員会へ提出する。
- ・教育委員会は、令和8年3月（令和7年度末）までに「小中学校適正規模適正配置基本方針（令和8年版）」を改定し、公表する。
- ・教育委員会は、令和9年3月（令和8年度末）までに「（仮称）川口市立小中学校再編計画」（素案）を確定させる。（公表は令和9年度中を予定）

2. 第1回中間報告後の審議状況

(1) 第5回審議会

開催日時 令和7年11月21日(金) 13:30~15:00

開催場所 市役所第1本庁舎 6階 601会議室

議 題

- ① 川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針(改定版)の概要について
- ② 第2回中間報告に掲載すべき内容について
- ③ その他

内 容

- ① 川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針(改定版)の概要について

【事務局】

今回の改定は、将来的な学校再編を視野に入れ、新たな基準の設定やこれまでの基準を見直していくことが重要なポイントとなっている。

これまでの基本方針は、小規模になりつつある、また、過小規模となった学校を支援するための方策を示し、統廃合前の取り組みを重視してきたが、改定に向けた考え方としては、児童生徒数のさらなる減少や学校施設の老朽化など、直面する全市的な課題に対し、適正規模・適正配置を効果的に進めることで、市立小中学校の教育力の維持向上を目指すものである。

また、今後の適正規模・適正配置及び学校再編については、長期に渡る取り組みとなることから、児童生徒数の推計や取り組みの進捗状況を加味しながら、一定期間で方針や計画を見直し、時代に応じた取り組みが行えるよう進めていく必要がある。

次に、基本方針(改定版)の構成案としては、5つの項目を設定し、作成していく予定である。

(資料1)

今回の審議会では、方針改定の柱となる、項目2 適正規模・適正配置基本方針の概要、項目3 川口市立小中学校の現状と課題、項目4 適正規模・適正配置の基準の内容について説明させていただく。方向性や基準等の設定がこれまでの審議と相違がないか、審議がなされていない点がないか確認いただきたい。

まず、項目2 適正規模・適正配置基本方針の概要について、適正規模と適正配置の考え方として、国の資料等を参考に、

- ・適正規模とは、一定の規模の児童生徒集団や学校規模を確保すること
- ・適正配置とは、本市の実態を踏まえて通学条件や通学手段を確保すること

と定義づけて改定作業を進めていく。(資料2)

また、基本方針の位置づけについては、上位計画との整合性や関連計画との連携について図式化するとともに、方針や計画の定期的な見直しについて記載する。

続いて、項目3 川口市立小中学校の現状と課題に

(資料1)

3. 基本方針(改定版)の構成案

- 1 はじめに
- 2 適正規模・適正配置基本方針の概要
 - (1) 適正規模・適正配置の考え方
 - (2) 基本方針改定の目的
 - (3) 基本方針の位置づけ
- 3 川口市立小中学校の現状と課題
 - (1) 現状
 - (2) 課題
- 4 適正規模・適正配置の基準と進め方
 - (1) 統廃合等に関する基準
 - (2) 統廃合等の進め方
- 5 今後の学校の在り方に向けた検討
 - (1) 部局横断的な検討
 - (2) 地域との連携・市民への情報提供
 - (3) 今後のスケジュール

においては、これまでの議事録や第1回中間報告の内容を踏まえ、上位計画である川口市教育大綱及び川口市教育振興基本計画との整合性を図り進めていく。

(資料2)

4. 素案の方向性 (主な内容) ①

構成案2 適正規模・適正配置基本方針の概要

(1) 適正規模・適正配置の考え方

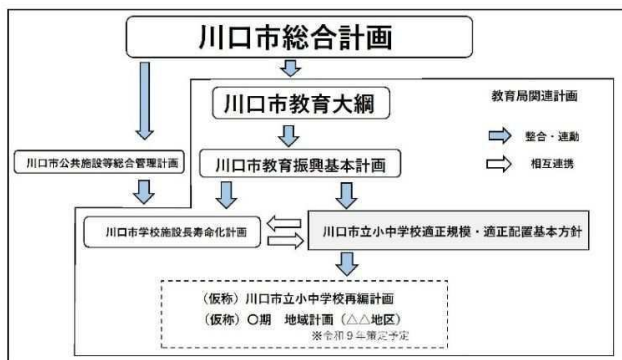
- 基本事項について

(2) 基本方針改定の目的

- これまでの変遷について
- 学校再編の必要性について

(3) 基本方針の位置づけ

- 諸計画との関連、整合について (右図)
- 定期的な見直しについて



基本方針の位置づけ (イメージ)

続いて、項目4 適正規模・適正配置の基準及び検討の進め方については、まず、適正規模に関する基準として、学校規模の分類は、審議会でも意見をいただいているが、統廃合等が進められた場合や、中学校において35人学級が進められることにより、児童生徒数は減少しても、学級数は増加することも想定し、小中学校においては、これまでの基準と変更せず、適正規模を12学級から24学級としていく。(資料3)

また、今後、設置を検討する義務教育学校については、1学年を2学級から4学級として、18学級から36学級を適正規模にする考えである。

なお、義務教育学校については、過大規模の基準を設定せず、適正規模を上回る場合は大規模校として扱うものとする。

大規模校・過大規模校の対応としては、学区の調整等を検討することにより、適正規模の維持に努めていきたいと考えている。

(資料3)

4. 素案の方向性 (主な内容) ③

構成案4 適正規模・適正配置の基準及び検討の進め方

(1) 基準 適正規模に関する基準

- ・ 小学校、中学校ともに「12～24学級」を適正規模とする (前回から変更なし)
- ・ 義務教育学校は「18～36学級 (1学年2～4学級)」を適正規模とする

川口市の小・中学校規模の分類 (令和8年版)

| 区分 | 小学校 (6学年) | 中学校 (3学年) | 義務教育学校 (9学年) |
|-------|--------------|--------------|-----------------|
| 過小規模校 | 6学級以下 | 6学級以下 | 9学級以下 |
| 小規模校 | 7～11学級 | 7～11学級 | 10～17学級 |
| 適正規模校 | 12～24学級 | 12～24学級 | 18～36学級 |
| 大規模校 | 25～30学級 | 25～30学級 | 37学級以上 |
| 過大規模校 | 31学級以上 | 31学級以上 | |

※義務教育学校は、過大規模の基準は設けず、大規模校として扱う

【大規模校の対応】

- 必要に応じて学区の調整等を行うことにより適正規模の維持に努める
- 小中学校9年間を一貫して行う義務教育学校の設置についても検討する
- 基本的には、既存の施設を活用しながら対応する

続いて、適正配置に関する基準として、児童生徒の教育環境や通学環境が、統廃合等が行われた場合でも過度な負担とならないよう、市内全体の状況を考慮して通学範囲を定める必要があることから、新たな基準として設定するものである。(資料4)

基準については、これまでの審議会での意見や、市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者を対象に実施したアンケート調査に基づき設定したものである。

なお、通学区域に関する基準については、基本方針改定後、直ちに変更するものではなく、今後の学校再編と連動しながら段階的に進めていくものとする。

また、通学距離や通学時間に関する基準については、道路環境や児童生徒の身体的な個人差などに左右されることから、あくまでも登校可能な目安として設定するものである。

(資料4)

4. 素案の方向性 (主な内容) ④

構成案4 適正規模・適正配置の基準及び検討の進め方

(1) 基準 適正配置に関する基準

○ 通学区域

通学区域は、中学校区を基本として1中学校あたり1〜3校程度の小学校で構成し、小学校全体が同一の中学校区となるよう配慮する

○ 通学距離

通学距離は、小学校はおおむね1.5km以内、中学校はおおむね2.0km以内を基本範囲とする
※居住地によって道路状況等に違いがあることから、基準は自宅から学校までの直線距離とする(通学路による実距離とは異なる)

○ 通学時間

通学時間は、小学校・中学校ともにおおむね30分以内を基本範囲とする

通学区域の考え方

- ・通学区の見直しが必要となった場合、教育委員会が通学区を調整・変更する。
- ・通学区の調整・変更にあたっては、地域の状況や児童生徒への影響を十分に考慮し、弾力的な運用に努める。

通学距離、通学時間の考え方

- ・気象条件や道路状況等に左右されることから、あくまでも児童生徒が登校可能な範囲の目安とする。
- ・中学校においては、基準を超える状況にある場合には、各学校において安全対策を十分に講じた上で、生徒の負担軽減や利便性に考慮した通学方法を検討する。

続いて、統廃合の基準と統廃合等の進め方として、統廃合の基準については、現行の存置の基準として示されていたものを、統廃合の基準として見直しを行った。新たな基準としては、過小規模の状態が複数年続き、翌年度以降も予測される場合は検討を開始したいと考えている。(資料5)

(資料5)

4. 素案の方向性 (主な内容) ⑤

構成案4 適正規模・適正配置の基準及び検討の進め方

(2) 検討の進め方

○ 統廃合の基準

・過小規模(小・中学校:6学級以下、義務教育学校:9学級以下)の状態が2年継続し、翌年度以降も継続的に過小規模が予測される場合、統廃合等の検討を開始する

○ 統廃合等の進め方

- ・今後の統廃合等を含めた学校の適正規模・適正配置については、市内全域を対象に策定をめざす「(仮称)川口市立学校再編計画」に基づいて計画的に取り組む。
- ・再編計画を策定する前に統廃合等の基準に達した学校や、施設の老朽化によって改築等が必要な学校が出る場合については、個別に検討を開始する。
- ・統廃合等の検討については、教育委員会に設置されている川口市立小中学校在り方検討委員会において処理し、必要に応じて学校や地域・保護者の代表等に協力を依頼する。

【委員発言要旨】

- ・示された内容については、審議の中での委員の意見が反映された項目になっていると考える。
- ・本市が目指す学校の将来像」が重要になると考える。この将来像に近づけるため、川口市は適正規模・適正配置を行うという説明になると思う。
- ・基本方針の「はじめに」には、市の方向性を盛り込み作成するとのことである。次回の審議会では素案をもとにした議論によって、審議会が作成する第2回中間報告で、方向性について触れることは可能だと考える。
- ・今までは児童数をもとに検討が進められてきたが、学校の将来像をもとに考えると、先生の働き方改革の観点から、教員数をもとにした検討もしなければならない。学校規模を問わず、弾力性をもった教員数の配置が可能であるかを考える必要がある。
- ・現状、少子化で小規模校が増えると思うが、地域によって人口が増加する可能性もあるし、中学校でも35人学級が導入されるので大規模校・過大規模校となる学校も生まれることも想定しておかなければならない。
- ・統廃合の基準では「2年継続し、…過小規模が予測される」、統廃合の進め方では「個別に検討」とある。廃校となる学校だけではなく、統合される学校の状況も加味する必要があると考える。
- ・大規模校への対応について、さいたま市で再開発により大きな影響を受けたという事例がある。「大規模校の対応」では対応できないような事態は想定しなければならない。

② 第2回中間報告に掲載すべき内容について

【事務局】

今回、作成をお願いする第2回中間報告については、回数的には第1回中間報告ほどのボリュームではありませんが、次年度の川口市立小中学校再編計画の策定に向けた審議を進める上で、令和7年度のゴール地点を共有することは重要でありますことから、作成の協力をお願いしたい。

第5回と第6回審議会の検討内容については、現在改定を進めております基本方針に関する内容と審議会で作成をお願いしたい第2回中間報告に関する内容の2点である。

次回、第6回審議会では、基本方針の素案について確認をお願いしたいと考えている。

続いて、第6回審議会後の取り組みについては、審議会においては、第2回中間報告をまとめていただきたい。教育委員会としては、基本方針改定案をまとめ、2月から3月にパブリックコメントを実施し、3月下旬の教育委員会定例会での議決をもって基本方針（改定版）を公表する予定で進めていく。

また、令和8年度以降については、令和8年5月に開催を予定している第7回審議会から学校再編計画の策定に向けた審議をお願いし、その後、4回程度の審議を経て、令和8年12月に答申をまとめていただきたい。

教育委員会では、審議会での審議を踏まえ、令和9年3月までに（仮称）川口市立小中学校再編計画（案）を作成し、4月以降にパブリックコメントを実施する予定で進めていきたい。

【委員発言要旨】

- ・第5回、第6回の審議内容が、中間報告をまとめる際に重要な役割を果たしてくる。中間報告が出来上がる際に審議会の機会がないため、第6回審議会の中でパブリックコメントを求めることも想定した審議をする必要がある。
- ・第1回中間報告の「はじめに」と比較し、第2回中間報告の「はじめに」はさらに充実させたい。

「川口市学校教育の目指すべき姿である……のさらなる充実を図るために」川口市の適正規模・適正配置を進めていくとあるが、第2回中間報告では具体的に川口市が目指す学校像について記載したいと考える。

③ その他

【委員発言要旨】

・適正規模・適正配置に関する学校再編は全国的に大きな課題になっている。川口市の現状と課題、それぞれの地域が抱えている課題がある中で、その現状と課題をどのように解決するか、どのように学校教育を変えていくかというのが審議会の目的となる。少子化が進んでいることが学校を運営する上で課題となる点があるため、情報提供したい。

1 点目は、子ども同士の間関係が希薄になっていることである。異年齢集団で一緒に遊ぶ中で育まれる社会性やコミュニケーション能力が育たなくなっている。これを学校の中でどのように育てていくかが議論となる。小中一貫教育や義務教育学校での異年齢集団での活動を通して、かつて地域で行っていた教育的な活動を学校で行うことに望みをかけている地域がある。

2 点目は、社会の急激な変化である。遊び方についても、インターネット等を通して子どもたちだけで遊んでいるという状況であり、情報漏洩やセキュリティの問題がある。子どもたち自身がその変化に対応する自立力・自活力が求められる。学校の学級数が少ないと子ども同士の関係が希薄になるため、適正規模に向かっている地域もある。少子化は子どもたちの教育環境に及ぼす影響も大きい。

兄弟の数が少ないことにより、過保護・過干渉となる家庭、放置・ネグレクトとなる家庭というように大きい格差が生まれることも課題となっている。子ども同士だけではなく大人同士の関係も希薄であり、子育てで孤立する家庭が生まれる。そのような家庭に対して、学校が拠点になり、地域全体で子どもの教育を支えようと考えている地域もある。

適正規模・適正配置の必要性を考えると、学校を守ることも大切だが、20年、30年後を考えた上で子どもたちにどのような教育をする必要があるかという観点が必要である。

また、川口市ではグローバルな課題や多様性の課題など、地方とは異なる課題が生まれると思う。子どもたちをどのように育てるかという観点で考えていくことが大切だと思う。

・社会の中で生きていくことを踏まえ、コミュニケーション能力などについても中間報告に盛り込む方が良いと感じる。

・既存の施設を活用しての統廃合を検討していると話があった。プールに関する扱いについて、事務局としての考えを聞きたい。

【事務局】

・プール施設については、水泳の授業の在り方と併せて、教育局内で検討委員会を立ち上げ検討を進めている。次回の審議会で説明させていただく。

(2) 第6回審議会

開催日時 令和8年1月22日(木) 13:30~15:00

開催場所 市役所第2本庁舎 6階 2601会議室

議 題

①

②

③ その他

内 容

4. 今後の取り組み

(1) 教育委員会の適正規模・適正配置スケジュール（予定）

準備期間：令和7年度～令和11年度（5年間）

計画期間：令和12年度～令和26年度（15年間）

| 取組内容 | 準備期間 | | | I期計画期間 | | | | | II期計画期間 | | | | | III期計画期間 | | | | | | |
|--|------------|------------|-------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 2025 R7 | 2026 R8 | 2027 R9 | 2028 R10 | 2029 R11 | 2030 R12 | 2031 R13 | 2032 R14 | 2033 R15 | 2034 R16 | 2035 R17 | 2036 R18 | 2037 R19 | 2038 R20 | 2039 R21 | 2040 R22 | 2041 R23 | 2042 R24 | 2043 R25 | 2044 R26 |
| 川口市立小中学校 在り方審議会 | | | ★12月答申 ↑ 令和7年1月～令和8年12月 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 川口市立小中学校 在り方検討委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 川口市立小中学校 適正規模・適正配置 基本方針(改定版) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (仮称)川口市立 小中学校再編計画 (仮称)〇期地域計画 (△△地区) | | | ★9月策定 ↑ 周知・調整期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (仮称) 地域連絡協議会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(2) 今後の学校再編の方向性

これまでの審議でも、学校再編の考え方については議論を重ねてきたところであるが、教育委員会から、基本方針改定版案で、次年度の学校再編計画の柱ともなるべき視点が以下のとおり示された。

市立小中学校が、いつまでも児童生徒の学びの拠点で在り続けることはもちろん、将来に渡って持続可能な地域社会の構築に資する施設となるよう、学校再編を進めていく必要がある。

- ・統廃合等を進める場合は、既存の校舎・通学区を最大限に活用する
- ・統廃合等の対象校のうち、立地等の状況で近隣校との統合等が困難な場合、義務教育9年間を一貫した教育を行う義務教育学校の設置を検討する
- ・地域とより深い連携体制を築き、学校が地域コミュニティの拠点として在り続けるよう、公民館等の公共施設との複合化についても併せて検討する
- ・町会・自治会や主要道路・鉄道路線に配慮して、必要に応じて通学区の調整等を行う

本審議会では、子どもたちのより良い教育環境の構築と今後の学校の在り方に向けて、引き続き、教育委員会と一体となって審議を継続していく考えである。

【参考】

(1) 川口市立小中学校在り方審議会設置条例

(設置)

第1条 市が設置する小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現を図るため、川口市立小中学校在り方審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議答申する。

- (1) 市立学校の適正規模に関すること。
- (2) 市立学校の適正配置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育環境の整備に関して教育委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 知識経験者
- (3) 市民
- (4) 市立学校の校長
- (5) 学校教育関係者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から審議会が第2条の諮問に対し最終的な答申を行う日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第8条 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表学校運営協議会の項の次に次のように加える。

| | | | |
|------------|----|----|--------|
| 小中学校在り方審議会 | 会長 | 日額 | 7,800円 |
| | 委員 | 日額 | 7,200円 |

(2) 川口市立小中学校在り方審議会委員名簿

会 長 石川 泰成

副会長 松田 裕之

| No | 区分 | 氏名 | 備考 |
|----|----------|--------|-----------|
| 1 | 学識経験者 | 安原 輝彦 | 浦和大学教授 |
| 2 | 学識経験者 | 石川 泰成 | 埼玉大学教授 |
| 3 | 知識経験者 | 廣瀬 進治 | 川口商工会議所 |
| 4 | 知識経験者 | 菊地 美代子 | 川口商工会議所 |
| 5 | 市民民間団体推薦 | 望月 佳司 | 南平地区連合町会 |
| 6 | 市民民間団体推薦 | 渡部 彰 | 横曽根地区連合町会 |
| 7 | 市民民間団体推薦 | 田原 浩之 | P T A連合会 |
| 8 | 市民民間団体推薦 | 潮田 香織 | P T A連合会 |
| 9 | 学校教育関係者 | 松田 裕之 | 川口市退職校長会 |
| 10 | 学校教育関係者 | 本橋 克展 | 学校運営協議会委員 |
| 11 | 学校教育関係者 | 小林 和八 | 学校運営協議会委員 |
| 12 | 市立学校の校長 | 井上 千春 | 川口市小学校長会 |
| 13 | 市立学校の校長 | 柳田 朗 | 川口市中学校長会 |
| 14 | 市民 | 清水 秀文 | 公募市民 |
| 15 | 市民 | 加藤 治 | 公募市民 |

(3) 川口市立小中学校在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 川口市立小中学校在り方検討委員会（以下、「本委員会」という）は、川口市立小中学校の今後の在り方を検討することを目的とする。

(組織)

第2条 本委員会は、別表の職にある者をもって構成する。

- 2 本委員会に委員長を置き、副教育長をもって充てる。
- 3 本委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。
- 4 委員は、やむを得ない事情により出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 5 前項の代理者は委員とみなす。

(会議)

第3条 本委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、又は他の方法で意見を求めることができる。

(庶務)

第4条 本委員会の庶務は、教育政策室において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6年 4月 9日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 区 分 | 職 名 |
|-----|--------------------------|
| 委員長 | 副教育長 |
| 委員 | 教育総務部長 |
| 委員 | 学校教育部長 |
| 委員 | 教育政策室長 |
| 委員 | 教育総務部 教育総務課長 |
| 委員 | 学校教育部 庶務課長 |
| 委員 | 学校教育部 学務課長 |
| 委員 | 学校教育部 指導課長 |
| 委員 | 学校教育部 学校保健課長 |
| 委員 | 教育政策室 主幹 |
| 委員 | 学校教育部 学務課主幹 |
| 委員 | 学校教育部 指導課主幹 兼指導係長 |
| 委員 | 学校教育部 指導課主幹 兼教育研究所副所長 |

(4) 川口市立小中学校在り方検討委員会委員名簿（令和7年度）

| 区 分 | 職 名 | 氏 名 |
|------|----------------------|---------|
| 委員長 | 副教育長 | 大内 昌弘 |
| 副委員長 | 学校教育部長 | 丸山 陽一 |
| 委 員 | 教育総務部長 | 秋葉 知佳子 |
| 委 員 | 教育政策室長 | 須江 明香 |
| 委 員 | 教育総務部 教育総務課長 | 五十川 三津子 |
| 委 員 | 学校教育部 庶務課長 | 高木 美季 |
| 委 員 | 学校教育部 学務課長 | 岩井 正明 |
| 委 員 | 学校教育部 指導課長 | 池田 光伸 |
| 委 員 | 学校教育部 学校保健課長 | 湯浅 禎之助 |
| 委 員 | 教育政策室主幹 | 小川 哲 |
| 委 員 | 学校教育部 学務課主幹 | 佐久間 章匡 |
| 委 員 | 学校教育部 指導課主幹兼指導係長 | 小川 敏明 |
| 委 員 | 学校教育部 指導課主幹兼教育研究所副所長 | 小堀 貴紀 |

(5) 川口市立小中学校在り方検討委員会検討経過

【令和6年度】

| | 日時 | 開催場所 | 検討内容 |
|-----|--------------------------------------|--------------|--|
| 第1回 | R6. 4. 25 (木) | 教育庁舎 会議室 | ・現状及び課題の共有 |
| 第2回 | R6. 5. 29 (月) ～ R6. 6. 5 (水) | 書面会議 | ・(仮称)川口市立小中学校在り方審議会の設置に向けた検討 |
| 第3回 | R6. 6. 27 (木) | 教育庁舎 委員会室 | ・(仮称)川口市立小中学校在り方審議会の条例及び委員に関する検討 ・今後のスケジュールに関する検討 |
| 第4回 | R6. 10. 1 (火) ～ R6. 10. 11 (金) | 書面会議 | ・視察先に関する検討 ・委員の公募に関する検討 |
| 第5回 | R6. 12. 9 (月) | 教育庁舎 委員会室 | ・川口市立小中学校在り方審議会の委員の選定に関する協議 ・第1回審議会及び審議内容に関する検討 |
| 第6回 | R7. 2. 27 (木) | 教育庁舎 会議室 | ・第1回審議会の報告 ・視察報告(藤沢市、横須賀市) ・第2回審議会及び審議内容に関する検討 |
| 第7回 | R7. 3. 28 (金) ～ R7. 4. 11 (金) | 書面会議 | ・第2回審議会の報告 ・視察報告(苫小牧市・安平町) |

【令和7年度】

| | 日時 | 開催場所 | 検討内容 |
|-----|-------------------------------------|-----------------|--|
| 第1回 | R7. 4. 30 (水) | 教育庁舎 委員会室 | ・検討の進捗状況の確認 ・第3回審議会の審議内容に関する検討 |
| 第2回 | R7. 6. 27 (金) ～ R7. 7. 11 (金) | 書面会議 | ・第3回審議会の報告 ・第4回審議会の審議内容に関する検討 ・第1回中間報告(素案)の内容に関する検討 |
| 第3回 | R7. 9. 25 (木) | 第2本庁舎 教育委員会室 | ・第4回審議会及び第1回中間報告の報告 ・小中学校適正規模適正配置基本方針(令和8年版)の構成(案)に関する検討 ・局内スケジュールの見直し及び学校再編の方向性に関する検討 |
| 第4回 | R7. 10. 29 (水) | 第2本庁舎 教育委員会室 | ・第5回審議会の審議内容に関する検討 ・小中学校適正規模・適正配置基本方針(令和8年版)(素案)に関する検討 |
| 第5回 | R7. 12. 25 (木) | 第2本庁舎 教育委員会室 | ・第6回審議会の審議内容に関する検討 ・川口市立小中学校適正規模・適正配置基本方針(改定版)(素案)に関する検討 |